

平成28年度 新司法試験論文式試験 選択科目一倒産法 第2問

小松・前嶋

次の事例について、以下の設問に答えなさい。

【事例】 X社は、平成9年に設立された建設資材の輸入・販売を業とする株式会社である。Aは、X社の代表取締役であり、同社に自己資金を貸し付け、これを運転資金に充てていた。Y社は、X社の発行済株式の70パーセントを有するいわゆる支配株主であり、同社に運転資金も融通していた。Bは、Y社の代表取締役であり、同社の発行済株式の全てを有している。Z社は、同じくBが代表取締役を務める建設会社であり、X社の得意先である。X社とZ社との取引は、Bの主導によって開始されたものであり、X社のZ社に対する平成25年3月末期の売上は、X社の総売上高の30パーセント余りを占めていた。X社は、平成25年末頃から始まった円安の影響を受けて業績不振に陥っていたところ、平成26年3月に入ると、Z社がBの放漫経営により破綻したため、同社に対する売掛金の回収ができなくなった。その結果、X社は、同月末日の資金繰りに窮することとなった。X社は、以上のような経緯から、破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるとして、平成26年3月20日に再生手続開始の申立てをした。同日、X社について監督命令が発せられ、弁護士Kが監督委員に選任された。平成26年3月28日、X社について再生手続開始の決定がされた。

〔設問〕

1. X社は、Z社に代わる新たな得意先を獲得する見込みの下で事業計画を作成し、この事業計画が実現可能であり、計画弁済の履行が可能であると見込まれたことから、平成26年7月7日、裁判所に対し、再生債権者の権利の変更に関する定めとして下記の条項のある再生計画案（以下「本件再生計画案」という。）を提出した。

記

1 確定再生債権額

元本並びに再生手続開始決定日の前日までの利息及び遅延損害金 合計2億0121万7591円

再生手続開始決定日以降の利息及び遅延損害金 合計32万6055円及び額未定

なお、未確定の再生債権及び不足額が確定していない別除権付債権はない。

2 権利変更の一般的基準

① 全ての確定再生債権につき、再生手続開始決定日以降の利息及び遅延損害金は、再生計画の認可の決定が確定した時（以下「認可決定確定時」という。）に全額の免除を受ける。

② 確定再生債権の元本並びに再生手続開始決定日の前日までの利息及び遅延損害金の合計額は、次の③及び④の確定再生債権を除き、10万円までの部分は免除を受けず、10万円を超える部分は認可決定確定時にその80パーセントの免除を受ける。

③ Aの確定再生債権のうち、元本並びに再生手続開始決定日の前日までの利息及び遅延損害金の

合計額は、認可決定確定時にその全額の免除を受ける。

- ④ Y社の確定再生債権のうち、元本並びに再生手続開始決定日の前日までの利息及び遅延損害金の合計額は、10万円までの部分は免除を受けず、10万円を超える部分は認可決定確定時にその85パーセントの免除を受ける。

3 弁済方法

権利変更後の金額のうち、10万円までの部分は、再生計画の認可の決定が確定した日から1か月を経過した日の属する月の末日までに支払い、その余の部分は、10回に均等分割して平成27年から平成36年まで毎年4月末日限り支払う。

4 個別条項（略）

本件再生計画案の提出を受けた裁判所は、これを決議に付する旨の決定をすることができるか。本件再生計画案2①から④までの各条項について、民事再生法上の問題点を踏まえて、論じなさい。なお、各条項はいずれも民事再生法第174条第2項第4号には該当しないこと、Aは2③の免除に同意していること、Y社は2④の免除には同意していないことを前提とする。

2. 本件再生計画案は、平成26年7月14日、決議に付する旨の決定がされ、同年9月3日に開催された債権者集会において可決された（以下、可決された本件再生計画案を「本件再生計画」という。）。同日、本件再生計画について認可決定がされ、同月29日に確定した。X社は、本件再生計画の認可決定が確定した後も、事業計画で見込んでいたZ社に代わる新たな得意先の獲得ができなかったことなどから、事業計画どおりには業績を上げることができなかった。そのため、X社は、平成27年4月末日までの本件再生計画に基づく弁済は何とか行ったものの（総額520万4000円）、平成28年1月末日現在、同年4月末日の弁済の見込みは立たなかった。とりわけ、最も大口の債権を有するG銀行（確定再生債権額8000万円）に対する弁済資金の確保は困難であることが判明した。

(1) 再生計画認可後の再生手続においてX社及びKが果たすべき役割について述べた上で、X社として採り得る方策を論じなさい。

(2) G銀行は、本件再生計画に基づき、平成27年4月末日までに合計169万8000円の弁済を受けたものの、結局、平成28年4月末日に支払われるべき159万8000円の弁済は受けられなかった。この場合にG銀行として採り得る方策を論じなさい。

（法務省HPより引用 <http://www.moj.go.jp/content/001182603.pdf>）

【解答例】

第1 設問1について

まず、Xの自主再建による事業計画は、実現可能で有り、計画弁済の履行が可能であると

見込まれているので、「再生計画が遂行される見込みがない」（民事再生法第174条第2項第2号）とはいえ、また本件再生計画の各条項はいずれも同項第4号の清算価値保障原則は問題とならないとされている。

もっとも、再生計画による権利の変更については、原則として、再生債権者間では平等でなければならないところ（同法第155条第1項本文）、本件再生計画案2①ないし④にかかる権利変更の内容は、債権の全部または一部の免除等の点で、すべての再生債権者間で同じではない。そこで、本件再生計画案2①ないし④は、「再生計画が法律の規定に違反」している（同法第174条第2項第1号本文）として、同法第169条第1項第3号により、裁判所は本件再生計画案を決議に付する旨の決定をすることができないのではないかとされている。

1 本件再生計画案2①について

同①は、再生手続開始決定日以降の利息及び遅延損害金につき、全額の免除を受けるとしており、同②と権利変更の内容を異にしている。しかし、当該利息等は同法第84条第2項第1号及び同第2号にかかる請求権であるので、同①は、「第84条第2項に掲げる請求権について別段の定めをし」といえる（同法第155条第1項但書）。

2 本件再生計画案2②について

同②は、確定再生債権について、10万円までの部分は免除を受けないとしており、10万円を超える部分と権利変更の内容を異にしている。しかし、10万円以下は一般的に少額といえ、同②は、「少額の再生債権…について別段の定めをし」といえる（同但書）。

したがって、同②について「再生計画が法律の規定に違反」しているとはいえない。

3 本件再生計画案2③について

同③は、Aの確定再生債権について、全額の免除を受けるとしており、同②の権利変更の内容よりも、Aにとって不利益な権利変更の内容となっている。しかし、当該権利変更の内容についてAは同意しているので、同③は、「不利益を受ける再生債権者の同意がある場合…について別段の定めをし」といえる（同但書）。

4 本件再生計画案2④について

(1) 同④は、Y社の確定再生債権について、10万円を超える部分は85パーセントの免除を受けるとしており、同②の権利変更の内容よりも、Y社にとって不利益な権利変更の内容となっている。そして、当該権利変更の内容について、Y社は同意していない。そこで、当該権利変更の内容が「これらの者の間に差を設けても衡平を害しない」（同但書）といえるかが問題となる。

(2) 同但書の趣旨は、再生債権者間の平等原則（同項本文）を形式的に貫くと衡平を害する場合があるので、差を設けても衡平を害しない場合につき例外を認めることにある。したがって、「これらの者の間に差を設けても衡平を害しない」とは、実質的衡平を害しない場合を

★この2①②は、再生計画で定める典型的な条項。その他の設問も基本的なものが多く（過去に出題されているもの（平成24年第2問-設問2）とも一部重複している）、良問といえよう。

「倒産処理法入門 第3版」168頁以下、173頁、「ロースケール倒産法」233頁以下、「Q&A民事再生法（第2版）」382頁以下、「条解 民事再生法 [第2版]」735頁以下、「裁判実務シリーズ 4 民事再生の手引」277頁以下。

いう。

X社が資金繰りに窮することとなった原因は、X社の得意先であるZ社がその代表取締役Bの放漫経営により破綻し、同社に対する売掛金の回収ができなくなったことにある。BはY社の代表取締役でもあり、かつ同社の発行済株式の全てを有している者であるから、Y社の再生債権を他と平等に取り扱うことは、かえって衡平を害する。

また、Y社はX社の発行済株式の70パーセントを有する支配株主であり、X社に対する運転資金の融通は、実質的には出資としてなされたといえ、一般的な貸付けとは性質が異なるので、当該再生債権を他の再生債権者に対する免除率より劣後的に扱うことも許容される。

以上より、当該権利変更の内容は、実質的衡平を害しないといえ、「これらの者の間に差を設けても衡平を害しない」といえる。

5 結論

本件再生計画案2①ないし④は、「再生計画が法律の規定に違反」している（同法第174条第2項第1号本文）とはいえず、同法第169条第1項第3号に該当しないので、裁判所は、同法第169条第1項第1号、第2号及び第4号に該当する場合を除いて、本件再生計画案を決議に付する旨の決定をすることができる。

第2 設問2について

1 小問(1)について

(1) X社及びKが果たすべき役割

X社は再生債務者であるので、本件再生計画の遂行義務を負う（同法第186条第1項）。

また、Kは監督委員であるので、X社の再生計画の遂行を監督すべき役割を担っている（同条第2項）。監督委員は、再生債務者の業務および財産の状況につき報告を求め、再生債務者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる（同法第59条第1項）ところ、Kはこの調査権を行使し、本件再生計画の履行状況を報告させ、資料の提出を求めたり検査したりし、計画遂行の可能性を監督する。

(2) X社として採り得る方策

X社は、本件再生計画の認可決定が確定した後も、事業計画で見込んでいたZ社に代わる新たな大口得意先の獲得ができなかったことから、平成28年1月末日現在、同年4月末日の弁済の見込みが立っておらず、計画の遂行が困難となっている。そこで、X社としては、まず、同法第187条第1項により、本件再生計画の変更の申立てをすることが考えられる。

また、再度の減免を得ることを内容とする本件再生計画の変更が不可能である場合には、「再生計画が遂行される見込みがないことが明らか」であるとして、同法第194条による再生手続廃止の申立てをすることが考えられる。

「倒産処理法入門 第3版」178頁以下、「ロースクール倒産法」233頁以下、「Q&A民事再生法〈第2版〉」439頁以下、「条解 民事再生法 [第2版]」867頁以下。

★過去に出題されているもの（平成23年第2問—設問2）とも一部重複している。

「倒産処理法入門 第3版」179頁以下、「ロースクール倒産法」233頁以下、「Q&A民事再生法〈第2版〉」441頁以下、「条解 民事再生法 [第2版]」870頁以下、877頁以下、907頁以下。

2 小問(2)について

再生債権者であるG銀行は、平成28年4月末日に支払われるべき159万8000円の弁済を受けることができなかった。そこで、G銀行は、本件再生計画変更の申立て（同法第187条第1項）をすることが考えられる。

また、本件再生計画の定めによって認められた権利の全部（履行された部分を除く）は1億9633万9646円であり、G銀行は7830万2000円の権利を有しているところ、これは本件再生計画の定めによって認められた権利の全部の10分の1以上である（同法第189条第3項）。そこで、G銀行は、本件確定再生債権再生手続の継続を望まず、破産手続への移行を望む場合には、「再生債務者が再生計画の履行を怠った」として、本件再生計画の取消しの申立て（同法第189条第1項第2号）をすることが考えられる。

以上